

令和2年3月23日

令和2年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年3月6日 開会

令和2年3月23日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年3月23日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君		

令和2年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第4号]

令和2年3月23日(月)

午前10時00分 開議

会期 令和2年3月6日～3月23日(18日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第25号	令和2年度奥多摩町一般会計予算	原案可決
3	議案第26号	令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	原案可決
4	議案第27号	令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	原案可決
5	議案第28号	令和2年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	原案可決
6	議案第29号	令和2年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
7	議案第30号	令和2年度奥多摩町介護保険特別会計予算	原案可決
8	議案第31号	令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	原案可決
9	議案第32号	令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	原案可決
10	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
11	—	議員派遣について	決定
12	—	町長あいさつ	—

(午前10時41分 閉会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 25 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算、日程第 3 議案第 26 号 令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第 4 議案第 27 号 令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第 5 議案第 28 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第 6 議案第 29 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 7 議案第 30 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 8 議案第 31 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 9 議案第 32 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件を一括して議題とします。

本件については、去る 3 月 11 日、予算特別委員会に審査が付託され、3 月 18 日に審査が終了しております。

本日、お手元にその結果が報告されております。

審査の経過及び結果について予算特別委員会委員長、石田芳英議員から報告願います。
9 番、石田芳英議員。

〔9 番 石田 芳英君 登壇〕

○9 番（石田 芳英君） 予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

当委員会は、去る 3 月 11 日に審査を付託された、議案第 25 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計予算、議案第 26 号 令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、議案第 27 号 令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、議案第 28 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、議案第 29 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 30 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、議案第 31 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、議案第 32 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上 8 件の議案について、3 月 16 日と 18 日の 2 日間で審査を行いました。

2 日間とも全委員が出席し、議長もオブザーバーとして出席されておりましたので、審査経過については省略し、結果のみ報告させていただきます。

議案第 25 号から議案第 32 号までの全 8 会計の予算については、3 月 18 日にそれぞれ採決を行った結果、いずれも委員多数の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算特別委員会の議案審査報告を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま上程の議案第 25 号から議案第 32 号までの各会計予算についての質疑は、この際省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号から議案第 32 号までの質疑は省略することに決定しました。

次に、ただいま上程の議案第 25 号から議案第 32 号までについて討論を行います。

なお、議案第 29 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算については申し出がありますので、討論を行い、その他の議案第 25 号から議案第 28 号及び議案第 30 号から議案第 32 号の 7 議案については討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 25 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 25 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 議案第 26 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 26 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 議案第 27 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 27 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 5 議案第 28 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 28 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号について討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

初めに、議案第 29 号について反対の議員の討論を行います。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

委員会でも発言いたしました、討論は本会議でということでしたので、再度発言させていただきます。

議案第 29 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場から討論いたします。

70 歳から 74 歳までの医療費窓口負担が 5 年前に 1 割から 2 割に引き上げられました。政府は、さらなる医療費抑制のため、団塊の世代が後期高齢者とされる 75 歳以上になり始める 2022 年に間に合うよう、現在、原則 1 割の 75 歳以上の医療費窓口負担に 2 割負担を導入する方針を打ち出しています。

高齢者には、複数、長期、重度といった病気の特徴があります。このため 75 歳以上の高齢者の自己負担額は、窓口負担が原則 1 割の現在でも 3 割負担の現役世代より重くなっています。2 割負担を導入すれば、現在でも深刻な受診抑制の拡大は避けられず、社会保障としての役割を喪失しかねません。

保険料は、改定のたびに上昇傾向の一方、低所得者の軽減措置は次々撤廃されています。全国では負担に耐えられず、保険料を滞納する 75 歳以上は、年間約 20 万人に達し、滞納を理由に財産を差し押さえられた人も増加の一途です。

年金が実質目減りし、消費税増税や各種保険料の値上げが生活費を圧迫する中で、医療費をどう賄うか、日々苦しんでいるのが多数の高齢者の現実です。

一般質問でも申し上げましたが、奥多摩町でも保険料の支払いがきつい、病院に行くのを我慢しているという高齢者が少なからずいます。

今回、東京都広域連合は、2020、2021 年度の都内の 75 歳以上高齢者の保険料を 2018、2019 年度に比べ、一人当たり 3,926 円、4 % 増となる年 10 万 1,053 円に値上げする改悪を決定しました。初めて 10 万円の大台を超えました。また、均等割額を引き上げるため、収入の低い高齢者は値上げ幅が大きくなります。加えて、国が低所得者の軽減特例を見直した影響により、低所得者に大幅な負担増が強えられることになりました。

今回の第 1 回定例会初日には、後期高齢者の保険料を抑制するため、一般財源から負担金として納入する広域連合規約の一部変更案が提案されました。私は、高齢者の負担を軽

減するものとして賛成いたしました。この特別軽減措置を行っても若干、保険料が値上げされるといことです。制度の維持のためには値上げもやむを得ないと主張される方がいますが、そういつて毎回数上げされてきたのがこの制度です。制度があつても保険料が払えない、医療にかかるのを我慢するというのでは本末転倒です。そもそも病気になりがちな一方で、収入が少なく、暮らしが不安定な人が多い 75 歳以上を一つの保険に集めて運営する制度設計そのものに無理があります。

また、軽減措置がされているからいいじゃないかと言われる方もいますが、軽減措置をされても値上げになる方がいらつしゃいます。今でも負担の重い保険料です。高齢者の生活と医療を守るためにも引き下げるべきです。

以上、消費税増税や年金、介護等の社会保障改悪、医療費の負担増などにより、高齢者の暮らしが厳しさを増している今、さらなる高齢者への負担増となる令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算には反対といたします。

○議長（原島 幸次君） 次に、議案第 29 号について賛成の議員の討論を行います。11 番、高橋邦男議員。

○11 番（高橋 邦男君） 11 番、高橋です。

私のほうは、後期高齢者医療特別会計の賛成の立場からお話しさせていただきます。

2008 年にスタートしました後期高齢者医療保険制度は、13 年目を迎えることになっています。2 年ごとに実施されている保険料率の改定がこの 1 月に行われ、令和 2 年度、3 年度の保険料率について東京都の後期高齢者医療広域連合より発表されました。それによりますと、被保険者すべての方が一律に負担する均等割額が 4 万 4,100 円、前年度比プラス 800 円。もう一方の所得に応じて課せられる割合、所得割率が 8.72%、前年比でいうとマイナス 0.08 ポイントであります。これらから一人当たりの平均保険料額は 10 万円を超えました。10 万 1,053 円、前年度比プラス 3,926 円となります。少ない人では 1 万 3,200 円、上限が 64 万円だそうです。この均等割額と所得割率については、令和 2 年、それから 3 年度の医療給付費や被保険者の推定値などをもとに算出されています。

ちなみに、令和 2 年度の医療給付費の推計値なんですけども、総額が約 1 兆 3,760 億円、一人当たりになりますと 86 万 2,248 円、3 年度になりますと若干もうちょっと増えます。それから、同じように被保険者の推計数は約 159 万 6,000 人だそうです。令和 2 年度、3 年度の被保険者の保険料は一部減額される方もいますけども、ほとんどの方には負担増としていただくこととなります。

これは、年々医療給付費が増大し続けていることが一番大きな要因であります。一方、

現在の後期高齢者医療保険の財源は、患者負担分を除いて公費が約5割、現役世代——74歳までですけれども——からの支援が約4割、被保険者の負担が約1割ということで、大部分を公費と現役世代からの支援金で賄われていることから、現役世代の人口が減少する中、現役世代に大きな負担をかけてしまっていることも大きな要因であります。

このようなことから、被保険者の方にも負担増をお願いせざるを得ない状況ではないかと思えます。

そこで、東京都の後期高齢者医療広域連合では、低所得者世帯に属する被保険者の皆さんの負担を少しでも軽減するために、4項目の特別対策や所得割額軽減という、ほかの広域連合では実施していない独自の保険料軽減対策なども行っています。

2025年問題も迫ってきています。今後、現在の後期高齢者医療保険制度について議論、検討をしていかなければならないとは思っています。私が思うには、1つは、公費負担を増やしていただいて、低所得者、現役世代のさらなる保険料の軽減をすること。それからもう一つは、医療費を抑制するために健康づくり事業、保健事業の充実をすること。このようなことが私としては希望としてあります。いろんな課題もあるんですけども、現在の医療費の増大、少子高齢化、国の財政などの状況を考えると、みんなで支える現在の医療保険制度を継続するためには、令和2年度、3年度の後期高齢者保険の保険料率の改定は、いたし方ないことと思っています。

このようなことから、令和2年度の奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算は、承認すべきものと思えます。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 次に、議案第29号について反対の議員の討論を行います。反対の議員の方はおりませんか。

以上で、議案第29号の討論を終結いたします。

これより採決します。日程第6 議案第29号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第29号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第30号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第30号については原案の

とおりの可決されました。

次に、日程第 8 議案第 31 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 31 号については原案の
とおりの可決されました。

次に、日程第 9 議案第 32 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 32 号については原案の
とおりの可決されました。

次に、日程第 10 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査
についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出
がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり、閉会中の継続調査にしたいと
思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、本件についてはそれぞれ閉会
中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 11 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の
規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣
予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目
的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任す
ることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

ここで、本定例会の閉会に当たり、河村町長より挨拶があります。河村文夫町長。

[町長 河村 文夫君 登壇]

○町長(河村 文夫君) おはようございます。

3月6日に始まりました第1回の定例会の最終日に当たりまして、一言御礼のご挨拶をさせていただきますと思います。

今回の定例会におきましては、令和元年度の補正予算、また、令和2年度の新しい一般会計を初めとする8会計の予算についてご審議を賜りました。補正予算につきましては、幾度かお願いを申し上げますけれども、災害復旧費も含めて、あるいはそれ以前に台風19号がありましたので、事前に議会の招集するいとま等がございませんでしたので、専決処分をさせていただき、その報告をさせていただいてご承認を賜りました。

現在の段階では、災害による大きなワサビ災害の問題、あるいは林道等の問題を含めて約3億9,000万ほどの災害予算を令和元年度で組んでおります。その実行を今、実施しているところでございますけれども、この3月末の年度末には終わりませんので、繰越明許費もご承認を賜り、実行しているところでございます。

また、非常に今、いろんな意味で新型コロナウイルスが発生をして、ここ1カ月以上にわたりまして、いろんな学校を含めた行事が中止をせざるを得ないという状況でございます。

そういう中にありまして、慎重なご審議を賜り、令和2年度の予算につきましては、議会で特別委員会を設けていただきまして、石田委員長のもと、2日間にわたって慎重なご審議をいただきました。その中には、引き続き継続をして災害予算も組んでございますし、また、令和2年度予算は、従来の予算よりさらに大型予算となって、いろんな意味で予算編成をさせていただき、十分なご議論のもとで今、特別委員会のご報告ありましたように、一般会計においては67億9,000万、前年に比べて1億1,000万、1.6%の増で、従来の毎年の予算に比べまして一番大きな予算編成をさせていただきました。

8会計を全体で見ますと100億6,685万5,000円ということで、100億を超える予算を決定いただき、前年に比べまして1億2,890万、1.3%の増ということでございますので、この予算を決定をいただき、直ちに4月以降、住民の皆さんに対する災害の問題、あるいは住民の身近な福祉の問題等含めて予算の執行を図ってまいりたいというふうに思っております。

その中で、一般質問、あるいは審議の中でいろんなご意見をいただきました。また、今日の最終日の中でもいろんなご意見をいただきました。こういうご意見を踏まえながら、住民にとって健康で長生きをする、あるいは第5期長期総合計画の後期5カ年でございまして、さらに今後の5カ年をいかにして10年計画を実行するか、そういう問題についてご意見をいただいたというふうに受けとめております。

もう既にご存じのように、町の上位、一番の大きな計画は長期計画でございます。長期計画は10年間の計画であり、基本的なことを定め、さらにその10年のうちの前期5カ年、あるいは後期5カ年計画を策定して、それを実行するというのが町長や副町長以下、ここに座っている幹部を含めた職員がいかにかそれを早く住民の皆さんに実行していくかということをやっているわけでございます。

その大きな10カ年計画の中で、大きな目標としては、少子高齢化をやれという指針でございますので、それを真摯に着実に実行し、結果として、前期5カ年の中では、多少の人口の抑制、あるいは若者の増加が図られたというふうに私は思っております。さらにこれを加速するために、あるいは継続して実施することによって、皆さんが考えている町になるように、議員の皆さんと一緒に努力をしていきたいなというふうに思っております。

そういう意味では、多くの皆様方のご賛同をいただき、補正予算、あるいは令和2年度の当初予算がご決定を賜り、大変ありがたく感謝を申し上げるところでございます。

先ほど高齢者の問題がございましたけれども、この問題については賛否両論があることも承知しております。そういう点で、賛成を、あるいは反対をした議員の皆さんの考えていることは理解できますけれども、そういう点ではご説明申し上げましたように、本来被保険者が賄うべき額について、町は一定の額を一般会計からそれを出して、それで特別対策をやっているという状況でございます。

賛成をいただいた答弁の中でもお話がありましたように、高齢者の医療の問題、それから低所得者の問題等については、それぞれ軽減を図っておりますけれども、医療費が伸びておりますから、そういう点で、それぞれの負担する区分、特に若い人たちに対する社会保険からの拠出金が年々増加をしているという中で、いろんな工夫をしながらこれからやっていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

きょう、新聞で報道されているように、介護保険の問題というのは、これから大きな問題でございます。地域に住む人たちが安心して、この介護保険制度そのものが堅持をどうやってしていくかというのが今問われているのではないかなというふうに思います。

そういう点では、町としても一般会計からの繰り入れをしながら、できるだけ高齢者の皆さんに負担をかけないで、かつ元気で長生きしてもらおうというのが大きな目的でございます。今回そういうご意見をいただきながら、今後に向かってこの高齢者の医療費の問題等については検討していきたいなというふうに思って発言をさせていただいております。

特に、高齢者の問題については、医療費の半額助成等を含めた問題について、今後、検

話し、できるだけ高齢者であり、所得の少ない人が負担のないような方法を、財源を確保しながら今後考えていきたいというのを今回の議会の中でも、一般質問の中で答弁をさせていただきます。それは私が考えていることですので、実行してまいりたいというふうに思っております。

そういう意味では、特に今、コロナウイルスの問題が今月末で終息に向かってくれば良いなというふうに思っております。国においても、都においても、この3月末で何とかということがありますけれども、まだまだコロナウイルスは終息したという状況ではございません。恐らく今後は、4月以降については、国、あるいは東京都でも今後、見解を発表するようでございますけれども、コロナウイルスが近隣の市町村等が出ていない場合には、学校を含めた、行事を含めた部分については、それぞれの市町村長に判断を委ねる、その地域のいろんな実情を踏まえて実施をしないと、今、経済も非常に落ち込んでいる、株価も下落しているというような中で、元気が出ないというようなことから、恐らくそういう方向に転換をされるのではないかなというふうに思っております。

したがって、私自身が考えているのは、4月以降は、できるだけ正常に近い状態で、学校ですとか、それぞれの観光施設、あるいは行事等もできるような、最大の慎重な配慮をしながらできるようにしていったほうが町の活性化が出てくるのではないかなというふうに思っているところでございます。したがって、そういう時点では、また議員の皆様方に、あるいは住民の皆様方にご協力を賜りながら実行してまいりたいなというふうに思います。

特に、一番今、私が危惧しているのは、東京オリンピック 2020 の問題です。5月中に結論を出すというふうになっておりますけれども、非常に厳しい状況になってきていることは事実だなど。それは、日本そのものがある程度おさまってきているけれども、むしろヨーロッパが非常に多くの感染者が出ているということで、選手にとって来られるのか、来られないのかという心配をしておりますけれども、これも全体的なことを見ながら、最終的にはIOC、あるいは日本の組織委員会が決定することだと思いますので、淡々とオリンピックの準備は進めていきたいというふうに思っております。

それから、最後でございますけれども、例年、お願いをしておりますけれども、専決処分をさせていただきたい件が何点かございます。その第1点でございますけれども、平成元年度の一般会計補正予算でございますけれども、これは特に、毎年お願いしておりますように、市町村総合交付金が内示決定をいただきました。16億8,754万7,000円、前年に比べまして1億370万1,000円の増、6.5%の増額決定をいただきました。これを全体

の東京都の 39 市町村、26 市 13 町村の順位で見ますと、8 番目に多い額の決定をいただきました。これは毎回から市町村総合交付金のいろいろなお話をしておりますけれども、一般の町の特殊性、あるいは今回のワサビの災害、あるいは林道の災害等含めた災害復旧に対する要望をし、それを認めていただいた結果ではないかなというふうに思っております。

予算に比べまして 8,754 万 7,000 円ばかり増になりますけれども、これは将来の財政運営のために基金に積み立てをさせていただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

それから、今、国会がまだ閉会になっておりませんが、必ず国会では目切れ法案というのを今、最終的に審議をいたします。最終的に国会末に、翌年 4 月 1 日以降に執行しなければいけない部分を最終的に決定をする、それがまだ通知が来ておりません。そういう意味で、通知が来た段階では 4 月 1 日から執行しなければいけませんので、その部分についての条例案を事前に専決処分をさせていただきたいというふうに思っております。

その内容を申し上げますと、町の賦課徴収条例の一部を改正する条例でございますけれども、これは地方税法の改正に伴いまして、従来は寡婦の控除額がひとり親等々、額は違っておりましたもの、それをそろえると。26 万円であったものを 30 万まで引き上げるということでございますから、そういう問題点がございます。

それから、税の関係でございますけれども、引き続き 3 年延長していくというようなことから、肉用牛の売却に対する事業税に対する部分を元に戻さないで、今の軽減措置のまま 3 年間延ばすという部分と、優良住宅につきましても 3 年間延長していくという条項が多分可決されるのではないかなというふうに思っております。

それから国民健康保険税の一部を改正する条例でございますけれども、これは同じく地方税法等の一部を改正する法律に伴いまして、限度額の引き上げが毎年行われております。医療分を 61 万円から 63 万円に限度額を引き上げ、それから介護分を 16 万円から 17 万円に引き上げるという内容でございますので、当然、法律が改正になった場合は、全国の都道府縣市町村が法律に基づいて条例を改正するというところでございますので、専決処分をさせていただきたいというふうに思っております。

今申し上げましたようなことにつきましては、地方自治法の 179 条の第 1 項の規定により専決処分をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

今議会におきましては、改めて申し上げますけれども、議員皆様の活発なご議論により、町が提案した内容等についても丁寧に説明をさせていただき、十分にご理解をいただいた

んではないかなというふうに思っております。

そういう点で、決めていただいた予算については、私を含めて、職員が一丸となって議員の皆様方からいただいた意見をきちっと受けとめながら、4月1日以降、早目に執行していきたいなというふうに思っております。

ただ、一番心配なのは、コロナウイルスが早く終息していただきたいなというふうに思います。国では経済対策を打ち出すようでございますけれども、町の中でもそういう人が現実にいることは事実でございます。単独で町で経済対策を打つわけにはいきませんので、国、東京都が決めた経済対策を含めて、町でもその窓口を含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

もう既に幾つかの県でございますけれども、町を窓口として企業の皆さんが経済対策のために金融の問題等々含めて書類等出てきておりますので、それを早く処理をして、皆様方が影響のないようにしてまいりたいというふうに思っております。

最後でございますけれども、今議会におきまして皆様方のご審議を賜り、すべての議案にわたりましてご決定を賜り、大変感謝を申し上げます。今後、議会が終わりました、議員皆様方のご活躍と、それから住民皆様にとっていろんな問題が起きていることは事実でございますので、そういう議会が開会していない部分に起きた事項についてもしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

重ねて申し上げますけれども、今議会の議員皆様方の議論と決定に対しまして感謝と御礼を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（原島 幸次君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって令和2年第1回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。

長時間の審議、大変ご苦勞さまでした。

午前10時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員